

第21回(令和3年度)ニセコ町都市計画審議会議事録

日時:令和3年10月11日(月) 午前9時00分～10時30分

場所:ニセコ町役場 多目的ホール

出席委員:牧野会長、松本委員、下田委員、荒木委員、木下委員、浜本委員、黒瀧委員、レフコ委員

ニセコ町:(都市建設課)金澤係長、島田主事

議事

議事事項「ニセコ町景観条例に基づく意見聴取」

①White Villas2

●事務局

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ただいま、委員8名のうち8名の方がおそろいでございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、第21回ニセコ町都市計画審議会を開催させていただきます。

私は事務局を担当しております都市建設課の金澤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の都市計画審議会はご案内のとおり、ニセコ町景観条例に基づく意見聴取でございますので、よろしくお願いいたします。

審議に入る前に、事前に郵送いたしました資料はお持ちいただいておりますでしょうか。また、本日追加資料もお渡ししておりますので、そちらもご確認ください。(委員名)からも資料をご持参いただいておりますので、そちらも目を通していただければと思います。

本日の審議会は情報公開条例に基づき、非公開とさせていただきます。議事内容につきましては会議終了後、みなさんにご確認いただいた上で、議事録を開示する予定としております。

なお本日の資料につきましては、個人情報等が含まれておりますので審議会終了後回収させていただきます。

それでは、これより進行は会長にお願いいたします。会長よろしくお願いいたします

●会長

それでは、早速、議事に入りますが、説明やご発言にあたりましては、要点を明確に、かつ簡潔に行っていただきますよう、ご協力をお願いします。

それでは、議事事項「ニセコ町景観条例に基づく意見聴取」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局

それでは私の方から、今回の意見聴取いたします(開発事業名)について、お手元の資料をご覧くださいながら説明させていただきます。

開発事業者は(開発事業者名)。協議対象基準は 3000 m²を超える土地の区画形質変更、及び延べ床面積 1000 m²を超える建築物の新築。場所は(開発地)。開発事業内容は別荘地造成及び新築計画です。敷地面積、15,265.99 m²、別荘 1 区画あたり約 100 坪、その他緑地、雨水調整地などが設置されております。建物 1 棟あたりの床面積は約 100 m²、32 棟の合計で 1000 m²を超えますので一団で協議の対象としております。

次にこれまでの経過について説明させていただきます。

今年 2 月 19 日に土地の区画形質変更についての事前景観調査報告が提出され、町から住民説明会の開催を依頼し、3 月 15 日に第 1 回住民説明会が開催されております。

参加した住民からは 1 区画あたりの敷地面積をさらに大きくしてほしいという要望や、除雪、排水に対して心配する意見などがありました。また区画に関して戸数を減らしてほしいという要望、また現況の自然景観の創出、緑地の確保、ゴミの管理などについての意見もありました。この時点で建築計画は未定であり土地造成のみの説明でしたが、海外で当該地の土地建物の販売情報があるなど事業者に対して不信感を抱く参加者、また、販売状況等についてのご質問などもありました。

その後 4 月 9 日に、近隣住民 5 名から事業に対する反対表明が提出されました。町へ提出いただきましたが、内容は事業者に対するものであり町では回答できないため、提出者には事業者への提示についても提案しました。

5 月 31 日に、建築物についての事前景観調査報告書を提出されました。当初、建売販売ではなく土地のみの販売という話でしたが、のちに建築条件つきで販売する計画にすることで、この時点で建物についても協議の対象としております。これに伴い住民説明会の開催も再度依頼しております。

6 月 1 日、地域の有志 5 団体から町への要請書が提出されています。事業に対する不信感や事業者が違法性の高い行為を行っていることを理由に、最終的に景観条例の協議に不同意とするよう求める文書となります。違法性の部分についてはのちほど説明します。

6 月 12 日、第 2 回住民説明会が開催されております。1 回目と同様に区画面積の変更、棟数を減らしてほしいという意見、その他、除排雪に関する意見などがありました。意見に対し事業者は、事業性のため、また法令を遵守した計画であり区画変更はできないと回答しています。地域住民の方からは法令を守っていればよいというようなことでは話し合いではない、という意見がでました。また住民側から計画の変更案を出したいという話もあり、事業者も提案があれば協議に応じるとの回答をしていましたが、この段階で住民側からの提案はなかったようです。そのほか、地域の活性化につながるのであれば事業に反対はしないというような意見もありました。

7 月 1 日、隣接地の 3 世帯 6 人により景観条例に基づきコミュニティ協定が締結されまし

た。この協定は景観条例に基づいて、協定内容のうち一部が景観に寄与する内容でありその他の要件も満たすことから、8月11日に町で認定しています。

7月8日、当該事業について、宅建業法に関する違反行為があるのではないかという地域団体からの要請を受け、町の顧問弁護士と勉強会を実施しました。違反が疑われる内容としては、事業者が不動産の販売を各種法令許可等を取る前に行っていることなどについてですが、事業者側は、販売予約なので販売はしておらず違法性はないという判断です。弁護士の見解は、住民が入手した契約書の内容を見る限りは宅建業法に違反している可能性が高いものの、あくまで弁護士個人の見解であり、最終的な判断を下すのは監督行政庁である国や北海道となるということ、また、もし違法であるという判断が下った場合でも、業務停止処分等によって開発が遅れることはありえるが、それだけで最終的に開発を止めることはできないと思われるということでした。この件について、北海道へ上申してはどうかと町から住民にも話をしましたが、監督処分までは求めていないという住民の意向等により上申はしておらず、現時点で国から違法であるという判断はされておられません。

7月12日、第2回の住民説明会の報告を受け、町から3回目の住民説明会の実施を依頼しております。依頼の際には、前回までの説明会で回答できなかった部分の回答、資料に一部整合がとれていない部分があったためその修正、資料を見ただけではわかりにくかった部分の説明をしていただくよう依頼しております。

7月31日に3回目の住民説明会が開催されました。これまで同様1区画の面積を大きくすることや除雪計画などについての意見、また工事完了後の管理運営方法について心配する意見、また別荘ではなくて簡易宿所を建てるのではないか、あとは販売や会社の信用性についてのご意見等もありました。前回同様、地域の活性化につながるのであれば事業に賛成するという意見や、統一性のある建物が並ぶ方が良い景観になるという意見もありましたが、これに対して別の住民から、賛成意見を出しているのは関係住民ではなく離れているところに住んでいる人達で、無責任な発言なのではないかといった意見や、今回のような計画で地域の活性化を図るより、農業のさらなる活性化を考えた方がいいのではないかなというご意見も寄せられています。

8月18日、説明会に参加された個人の町民から、説明会での事業者の姿勢や住民とのやりとり内容、参加者同士のやりとり内容についての意見書が提出されました。

8月30日、事業者の代表取締役が町の要請により来庁し、町長と懇談を行いました。住民の要望をすべて聞かないと同意しないわけではないが、住民から共感を得られるような開発としていただきたい旨、また住民から出た意見や質問に対して丁寧に説明・回答し、事業者と住民の相互の理解を深めていただくよう町からお願いをしました。

同日、事業者からの3回目の住民説明会報告書の内容を受け、改めて4回目の説明会開催を町から依頼しましたが、これまで説明不足であったところを丁寧に説明していただけるように、また建物の用途など法令で認められない内容の説明があったため法令に遵守した計画内容となるよう再度確認、また除雪方法などについて将来にわたり確実に実行できるような計画の検討とその説明をお願いしております。

9月1日、4回目の説明会が開催されました。景観や、除雪、宅建業法関連、建築用途、これまでの確認などさまざまな意見が寄せられました。区画面積に関しては、ニセコエリアの他の別荘地の状況も見ながら事業として良いものを作ってほしいという意見などもありました。また事業上面積の変更等は難しいという回答に対して、良いものであれば高くても売れるといった意見なども寄せられています。ただ、これまでの説明会と比べると、ある程度事業者の対応に誠実さが見受けられたのではないかと思います。その後の資料公開期間中に地域の方2者から、計画の具体的な配置変更案などについて事業者へ提案されており、それぞれ事業者が文書で回答していますが、住民からは、文書だけの回答ではなく提案した内容について双方で話し合いながら決めていきたいという要望がありました。

地域の方たちは計画に反対しているわけではなく、より良い計画にして地域の全体的な価値の創出につながる計画にしていくための話し合いをしたいと事業者へ訴えかけているところですが、事業者からは文書での回答のみで説明がないなどといった事業者側の対応の仕方に、地域の方が不信感を抱いているというようなところもあります。

9月3日、都市計画法の開発行為の許可申請書が事業者から提出されておりますが、これは景観条例施行規則第20条第3項第4号に違反しており、その手続き違反について町から事業者へ、9月15日に指導文書を送付しております。これに対し、事業者より9月22日に回答書が提出されています。回答内容については、景観条例の手続きによって事業が遅れている部分があるため先に開発許可申請を提出したこと、また事業費や事業者に対する信用などの部分においても負荷が出ていること、ただし実際の工事は、景観条例の同意が下りるまで着手しないと記載がありました。

9月28日、4回目の住民説明会結果報告を受理しております。

これまでの住民からの主な意見、要望、それに対する事業者の対応を資料にまとめております。

1つ目に1区画当たりの敷地面積の変更について、現在の準都市計画の最低ラインである100坪という規定を守った計画となっておりますが、これを250～300坪程度まで広げ、棟数を減らしゆとりを持った配置計画とする要望が当初からありました。これに対し事業者は、現時点で建ぺい率は約20%、容積率は約30%の計画となっており、区画を広げると事業上、リスクがあることから区画の変更はできないという回答をしております。

2つ目に建物の配置について、露天風呂が隣接地から見えるため、植栽による目隠しなどで配慮してほしいという要望に対し、建物の向きを変更し、さらに植栽等を行うことで周囲から見えないよう配慮した計画としております。

3つ目に除雪について、堆雪スペースが少ないことや現実的ではない除雪計画について住民から不安視する声がありました。これについては、近隣の事業者所有の土地に堆雪スペースを確保するほか、自社の管理会社で除雪を行うこと、また地元事業者の協力も得ながら除雪計画を作成、変更しております。

4つ目に管理運営について、突然多くの人が行き交うことで騒音やごみ問題など、治安

の悪化を心配する声が寄せられています。これについては、24 時間体制で自社の管理会社が管理を行い、管理人が近隣地に事務所を設けて常駐し、いつでも連絡取れる体制をとると回答しています。また、隣接地で締結されたコミュニティ協定についても、販売時に所有者へ周知していくということです。

5 つ目に建物用途について、現時点では別荘ですが将来簡易宿泊施設になるのではないかという意見がありました。現在の計画では都市計画法上、宿泊施設を建てることはできません。事業者からも、将来的にも宿泊施設にはならない旨説明があり、重要事項説明等でもその旨を示すという説明をしています。

6 つ目に土地建物の販売について、事業者が海外ですでに当該地の土地建物を販売しているという情報があり、各種法令許可を取る前に販売するのは違法であるというお話がありました。あくまで販売予約という形で販売パートナー会社が販売予約活動を行っているということでした。

以上で説明を終わります。

●会長

ただ今事務局より説明のありました内容について、ご意見、ご質問をお受けいたします。

●委員

1 区画当たり 100 坪の面積に対して、住民からの要望は 250～300 坪ぐらいに広げてほしいということだが、事業者が例えば間を取って 150 坪程度にするといった対応はないのか。

●事務局

今までそういった対応はありません。区画面積を広げることによって販売上リスクを抱えることとなり、事業者は現在の 100 坪を広げる予定はないとの回答をしています。

●委員

販売予約というのはどの程度進んでいるのか。予約を募っているから計画を変更できないのではないのか。

●事務局

具体的なことはわかりませんが、32 区画に対しある程度の購入希望者を想定できているのではないかと思います。予約を募っているから変更できないという捉え方もできるでしょうし、区画面積を大きくして販売価格が上がった時に、購入希望者を確保できるのかといった懸念もあると思います。

●委員

事業者で所有している近隣の土地での堆雪について、現実的に堆雪が可能な場所なの

か。現状樹木がたくさん生えている土地になるので、樹木を伐採することになると思うが、どの程度の伐採を行うのか。

●事務局

その場所については、当課の土木担当が現地を確認しており、土地の取り付け状況や形状を見て堆雪が可能な土地であると判断をしています。どの程度伐採するかまでは伺っていません。事業地内にも堆雪スペースがあり、どれだけの雪をそこに持っていかによっても変わるとは思いますが、すべての木を伐採するのは現実的ではないと思います。

●委員

木を伐採することについて町での規制はないのか。

●事務局

規制は現在のところありません。

●委員

実際の工事着手は景観条例の同意後と言っているが、いつまでも時間をかけて話し合うこともできないのではないかと。同意の争点は区画面積を広くするかどうかというところであると思うが、いつまで話し合ってもおそらく平行線のままで、長引けば最終的に訴訟という話にもなりえると思う。そういった時間的な問題については町としてどう考えているか。

●事務局

景観条例で不同意の判断をしたり、再度住民説明会の開催を求めて同意の判断を長引かせたりする場合、訴訟になっても耐えうる理由が必要になると思います。不同意の判断をするには、景観条例の審査基準である「景観を著しく阻害する」という部分に今回の計画が該当するのかがポイントになりますし、事業が遅れば遅れるほど事業の損害も大きくなりますので、町が曖昧な理由で協議を長引かせたりすると、訴訟になったときには損害賠償という話にもなりますので慎重に判断を行わなければならないと思います。

住民の一番の要望である区画面積については話し合いが平行線をたどっておりますが、区画面積を広げないと同意しないのか、また現状の計画を不同意とできるのか、町としても判断が難しいところとなっております。

●委員

話し合いを続けられるのであれば気の済むまで話し合えばよいと思うが、訴訟になってその対応を税金で行わないといけなくなるとそれは難しいのではないかと。

●委員

説明会の内容をみると、計画に賛成派の意見と反対派の意見に分かれているように思われるが、賛成派というのは地域経済を理由に開発に対して前向きで、反対派は景観を良くしてさらに経済的にも発展させたいという思いがあり、反対派も開発に反対しているわけではなく、賛成派と同じ方向を向いている。しかし住民説明会となると、事業者と住民の中立的な立場に立つ人がいないため、お互いの粗探しをするような話し合いしかできずに前に進めないでいる。事業者も住民も話し合いの経験が不足していることや、コミュニケーションとか話し合いに対する考え方も双方で異なっていてお互いに納得のいく話し合いができていないのが現状。

景観に関する協議や話し合いについては多くの自治体が必要性を感じているが、数値で示した基準以上の要素の判断が難しい状況にある。日本建築士会連合会が作成した「景観デザインレビューのススメ」という資料の中では、景観に関する協議や調整の制度を設けていても、地域の向上につなげるのは難しいこと、また建築は個人の自由であるという考え方と、建築は景観の一部で地域の財産であるという考え方があると書かれている。ニセコ町も、景観が地域の財産であるという考えの上で景観条例が作られていると思っている。資料を読んでわかるのは、住民と事業者が建設的な話し合いをするのは難しいということ。そこで、住民説明会に景観に関する専門家が中立的な立場で参加して事業者・住民双方の意図をくみ取り、話し合いを円滑に進め、双方が同じ方向を向いて最適な解を導き出すというような仕組みがとれないか提案したい。説明会で一部の方が経済効果や雇用の創出を理由に賛成していたように、町内にホテルやコンドミニアムができてニセコ町に訪れる人が増えることは決して悪いことではないと思うが、事業内容によっては負の影響も起こりうる。道内各地のスキー場がインバウンドに力を入れ始めている中で、ニセコの魅力を高めていく必要があると思う。町内にも比較的景観や環境に配慮した計画をした開発がいくつかあり、近隣で販売中の敷地に関しても同様の開発の規模感を呼びかける形で販売広告を行っている不動産業者も数件見受けられる。しかし、ニセコ町の準都市計画はヒラフの中心地と同程度の規制しかないため、今回のような開発も計画されてしまう。今後も同じような開発計画が出てくるとも視野に入れた上で、どのような提案ができるのか考えたい。今回の事業に対する私からの要望は、土地や建物が地域の財産であるという考え方に理解のある景観の専門家をファシリテーターとして呼び出し、事業者と建設的な話し合いがしたい。

●事務局

景観に関してのアドバイス会議を行っている自治体は、兵庫県芦屋市や札幌市などの事例がある。

●委員

みなさん考えていることは同じであると思っている。(委員名)の言ったとおり、今後の開発のことも見据えて方向性やルールをあらかじめ共有できれば、その後も素早い対応ができるだろうし、ニセコにとって素晴らしいものができる流れが作られると思う。また、長い目で

見たときに、将来的に持続できる管理運営を担保できる組合のあり方というものを考えていく必要はあると思う。除雪の問題に関しても、今回の開発事業を含め、地元の除雪業者でやるのは難しくなっている。町内にある分譲地でも、始めは管理会社が管理していたが会社が倒産したあとは所有者同士で管理組合を作り、組合で町内の業者に除雪や草刈り等を委託するパターンがほとんど。会社が倒産してからどうするのか考えるのではなく、最初から地元業者等と一緒に考えて管理運営できるようになれば、地元の地域振興にもつながり良いのではないかと。自社管理でダンプを借りて行うと言っても遠方から手配しなければならぬなど苦勞する。開発にあたっては、それなりの将来的な管理運営体制を整えてほしい。販売に際しても、ただ売ればよいということではなく、管理費についての明示を行うなど町からの指導も必要だと思う。

景観に関して言うと、高さがあるわけでもなく良いとも悪いとも言い切れないが、連続して統一した建物が並ぶのが良いのかどうかはわからないので専門家の判断も聞いてみたいと思う。100坪という面積が本当に狭いのかというのも判断が難しいが、(町内開発地)などの形を見ると、ゆったりしていて良いなと思う。今回のような事業計画はどこに行っても昔からある話で、今後条例の中でどのように対応できるか考える必要はある。

●委員

どれだけ話し合っても、最後まで折り合いはつかないと思う。事業者は法令を遵守しているため、現状の法律が変わらない限り計画の変更はしないと思う。いつまでも長引かせて損害賠償とかいう話になってしまうと、かえってリスクがある。どこかで早めに折り合いをつける必要がある。景観は個人によって違うので、最低限度のことは条例で示せるが、細部については個人の好みの問題になってしまい、そこまで指導するのは無理な話。いつまでも話し合い続けるわけにもいかないのでは、お互いにある程度妥協しなければならないと思う。

●委員

今回の計画は準都市計画の法令を遵守とはいえ、1~2軒が建つぐらいの程度なら良いかもしれないが、32軒ともなると景観的に威圧感があるように感じている。今後に向けて、一定規模以上の開発を行う場合にはもう少し余裕のある区画面積を推奨するなどできないか。今回の件のように、話し合っても折り合いがつかなくなったときに、例えば150坪、200坪ならどうかといった具合に、双方の間を取るような形で町から検討をお願いするなど、アドバイス的なもので解決を図っていきけるような方向性を模索できないかと思う。

●委員

この先協議を続けるのが難しいのであれば、倶知安町の準都市計画の規制内容に、イレギュラーな物件を建てる場合は6mの緩衝帯を設け、植栽などで困って建物を見えないようにするというルールがあるが、今回の建物も周りから見えないようにしてほしい。

●委員

今回の建物がイレギュラーな建物だと判断するのはなかなか難しいと思う。

●委員

準都市計画については北海道が認定権者となっており、町の事情を踏まえて北海道の都市計画審議会にて規制内容などについて判断する。敷地面積については策定当時も同じような話が出たが、最低敷地面積を広げると、それより狭い敷地の所有者は建物の建築ができなくなってしまう。当時も調査を行い町の現状を踏まえた上で、隣の倶知安町や北海道とも協議をしながら今の規制内容に至っている。それなりの根拠がなければ規制を厳しくするのは難しい。今回のように、今まで何もなかった場所にいきなり建物が何棟も建つことに対する違和感については私も共感できるが、今回の開発は法令というところでは遵守されている。財産権など権利制限をかけることになり、簡単に規制をかけるのは難しいということは理解してほしい。ただ、今の規制やルールについて何らかの見直しをかけなければならない時期に来ていることは町も承知している。実際に見直しを行うとなれば、さまざまな調査や検証を行ってはじめて認定されるので、相当時間がかかることになると思う。土地所有者の財産権がある中で、気に食わないからといって建物の色や形状まで変えさせるのは厳しいとは思いますが、ニセコ町の景観条例の位置づけの中では合意形成、話し合いの場というところがあるのでそこは話し合いをするべきだと思う。しかし、100%すべての意見を満たさない状況で、町としてそれ以上踏み込むことはできないという判断で同意した案件もこれまでいくつもある。話し合い、すり合いをすることが一番大事であると思っている。

●委員

近くの農家の方たちは何か意見していないのか。

●事務局

説明会に参加されていたある農家さんは、代々100年この地に住んでいて町の景観が変わることは多々あったし、それによって経済が潤い町が発展してきたのも事実。これまでも、スキー場やホテルができるたびに景観に関する話はあったが、町の発展のためには仕方がないという意見がありました。農家さんたちの中では、今回の計画に関して大賛成ではないですが反対する意見もほとんどなくて、町の今後の発展に寄与するのであれば仕方がないことなのではないかという意見のようです。

●委員

32棟も一気に建つとかなり威圧感があるように感じる。本当は、もう少し棟数を少なめにできないのかなとは思っている。

●委員

他の委員の言う通り、このまま続けていても訴訟や損害賠償という話になりかねない。住民の思い通りにすることはできないので、どこかで妥協点を見つけなければならないと思う。ある程度譲歩しながら話し合っていないと、税金を使って訴訟をするわけにはいかない。

●委員

地域からの要望に対して、事業者が事業性や採算性によって応じられないからといって、町からさらにお願いをすることは現実難しい。景観条例の中でお互いが納得いくまで話し合いを行えるのが一番良いとは思うが、時間をかけすぎて訴訟になってしまうと、おそらく町が負けると思う。そこに税金をかけることもできないと思う。

●委員

海外向けの別荘ということで、区画の面積が広くなると管理コストがかかって管理しきれなくなるということもありえる。もし面積を広くとって敷地内に植栽をしたとしても管理ができないと草が伸び放題になったり木が大きくなりすぎたりなどかえって景観を悪くする懸念もあると思う。

●委員

草が伸びている、建物が立ち並ぶなど、何が良い景観なのかは人によって感じ方が違うと思うので、そういったことも含めて専門家の方に意見を伺いたい。

●委員

今後の話ということで、別荘税の検討をしてみてもどうかという提案が一つ。次に、事業者と住民の間に立つファシリテーターを設置すること。最後に、町内で開発をしようとする事業者向けに、抑止力になるような手引きを作成すること。ニセコで開発をするのは手ごわいのだということが早い段階でわかっていた方が、あとあと嫌な思いをしなくて済むと思う。ルールを厳しくするとお互いに苦しむことになってしまうので、今あるルールの中で、ニセコ町が大事にしていることが伝わるようなものがあればと思う。

●会長

その他、ございませんか。ご意見、ご質問がなければ、これまでの議論を踏まえ、議事事項「ニセコ町景観条例に基づく意見聴取」について、答申方針の確認を事務局よりお願いします。

●事務局

貴重なご意見ありがとうございました。今回の開発事業についての主な意見の内容としましては、可能であれば建物の棟数を減らすこと、住民との話し合いを可能な限りしていただ

くことを願います。また完成後の維持管理について、将来の管理体制を担保されるような内容を提示いただく。ただし訴訟や損害賠償といったリスクを考えると、今の状況で計画の変更をするよう指導するのは難しいという点から、ある程度事業者をお願いをした上で計画の変更ができないということとなれば、現行の計画で協議を進めることも仕方ないのではないかとということになるかと思えます。ただ本審議会としましても、今後のニセコの開発への危機感を持っており、今回の開発を機に、行政として今後の開発の進め方等の見直し、開発を進める上でのファシリテーター制度の導入、将来的に持続する管理体制の担保や協定の制度化、別荘やコンドミニアムに対する新たな税制度の導入、町内で開発を進める事業者向けの手引書の作成する、といった提案内容をまとめて町長への答申としたいと思えます。なお、手引書については企画環境課で現在作成中であり、その中でニセコ町の開発が手ごわいということがわかる内容を盛り込めればと思えます。

●会長

ただいま事務局により、まとめた答申方針について、賛成いただける方は挙手をお願いします。

(8人中8人挙手)

●会長

全員の賛成をいただきましたので、議事事項「ニセコ町景観条例に基づく意見聴取」については、事務局より提案のあった内容を町長への答申とします。

●会長

次にその他について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

本日の議事録及び答申内容については後日、作成したものをみなさんにご確認いただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

●会長

それでは、委員の皆様、全体を通して何か質問等ありますか？

なければ、以上を持ちまして、第21回ニセコ町都市計画審議会を閉会させていただきます。本日は、大変ありがとうございました。

以上会議終了。